

佐渡市学校教育環境整備検討委員会の答申

平成16年11月11日付け佐教学第639号で諮問のあった「佐渡市立小中学校の通学区域の変更及び学校統合並びに校舎等整備計画」については、義務教育水準の維持向上と学校経費の合理化を図るにはどうすればよいかを主な課題とし、児童生徒数の推移及び各学校の現状確認を行うと共に、各地域の地理的・文化的特色等の現状や課題を踏まえ、社会的背景をも考慮した上で検討を行ってきました。

以下は、これまでの意見を集約したものであり、これをもって学校統合等に関する答申とします。

基本方針

文部科学省では、「小規模学校を統合する場合の規模は、おおむね12学級ないし18学級を標準とすること」としているが、佐渡市の場合は下記を基本とする。

1 小学校

- (1) 小学校は、通学時間・距離等や地域とのつながりを考慮して、1学年1学級の普通学級6学級以上を基本とする。
- (2) 地理的条件等で統合することが困難な学校については、特色ある学校づくりをして存続させることとする。

検討条件

児童数及び学級数は、現在の出生者数で6年後の平成23年度就学予定者数で推計する。

学級編制は、現在の県基準による。

- ・ 同学年の児童で編制する1学級の児童数は、原則として40人以下とする。ただし、第1・2学年に限り、32人以下の編制にする場合は同意する。
- ・ 引き続く2の学年の児童数の合計が16人以下の場合は1学級編制とする。ただし、第1学年の児童を含む場合にあっては、8人以下を1学級編制とする。

2 中学校

- (1) 中学校は、地域とのつながりも重要であるが、社会性を育むことを重視する観点から、1学年2学級の普通学級6学級以上を基本とする。
- (2) 地理的条件等で統合することが困難な学校については、特色ある学校づくりをして存続させることとする。

検討条件

生徒数及び学級数は、現在の出生者数で12年後の平成29年度就学予定者数で推計する。

学級編制は、現在の県基準による。

- ・ 同学年の生徒で編制する1学級の生徒数は、原則として40人以下とする。
- ・ 引き続き2の学年の生徒数の合計が8人以下の場合は1学級編制とする。

具体的方策

1 適正な学校規模

基本方針をふまえ、下記を佐渡市立小中学校の学級及び学校数のめやすとする。

(1) 小学校

1学年1学級の普通学級6学級以上を基本とする小学校は、おおむね13校とする。

特色ある学校づくりをして存続させる小学校は、おおむね3校とする。

(2) 中学校

1学年2学級の普通学級6学級以上を基本とする中学校は、おおむね6校とする。

特色ある学校づくりをして存続させる中学校は、おおむね3校とする。

2 特色ある学校づくりの事例

(1) 小中学校の連携

(2) 保育園、学童保育所、デイサービスセンター等の併設

(3) 生涯学習施設等の併設

3 通学距離

文部科学省では、「児童生徒の通学距離は、通常の場合、小学校児童にあっては4キロメートル、中学校生徒にあっては6キロメートルを最高限度とすることが適当と考えられる」としているが、佐渡市においては、その限度をこえた遠距離の学校統合が想定される。

遠距離の学校統合の際は、通学距離・通学時間の児童生徒に与える影響、児童生徒の安全、教育活動の実施への影響等を考慮し、スクールバス等の交通手段を確保する。その乗車時間のめやすは、次のとおりとする。

(1) 小学校は、おおむね30分程度

(2) 中学校は、おおむね50分程度

4 統合後の施設の利用方策

統合後の施設の利用に当たっては、地域住民の意見を十分に尊重し、福祉施設や生涯学習施設並びに地域防災施設等の地域活性化の核となる施設として活用することが望ましい。

5 学校給食のあり方

学校給食は、安全で調和のとれた栄養豊かな食事の提供や望ましい食習慣を身につけるなど、食に関する指導の「生きた教材」として大変重要な役割を担っている。

佐渡市の学校給食では、より一層質の高い給食を目指し、地産地消等を積極的に取り入れるものとする。

その施設は、学校給食センター方式を原則とする。

学校給食センターの規模等は、下記をめやすとする。

- (1) 1施設でつくる食数は、おおむね 1,000 食を上限とする。
- (2) 配送時間は、おおむね 30 分以内とする。

留意すべき事項

具体的方策を推進するに当たり、次の事項に留意する。

- 1 学校統合を進めるにあたっては、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努める。
- 2 学区の変更は、集落単位での要望があればこれを協議する。
- 3 この答申は、今後の社会基盤の整備等により必要に応じて見直しをする。